

自然災害及び気象状況等における対応について

東大和市立第二小学校

令和8年6月

東大和市立第二小学校では、子供たちの安全を確保するため、東大和市教育委員会との共通理解の下、「二小危機管理マニュアル」に基づき、自然災害や気象状況による臨時休校や引渡し等の対応を、以下のとおりとします。

地震発生時における学校の対応基準

1. 震度5弱以上の地震が発生した場合（東大和市を含む地域の震度）

(1) 登校前に発生した場合

学校は臨時休校となるため、児童は自宅待機となります。

※ 学校は全ての児童の安否確認を行います。マチコミメールで、状況をお知らせください。

(2) 登校後に発生した場合

- 校内にいる全児童の安全確認後、一人一人保護者又は親族への引渡しを行う。
- 引渡しができるまで、児童は学校で保護する。

※ 児童の避難状況、下校方法等を学校ホームページ、マチコミメール等の複数の手段で連絡します。

※ 引渡しの際は、事前に保護者から提出された引渡しカードに従って引渡します。

2. 震度4以下の地震が発生した場合

(1) 登校前に発生した場合

安全に気を付けて登校します。

※ 被害状況により、臨機休校となる場合があります。

※ 被害状況により、保護者の判断でお子さんを遅刻・欠席させた場合は、学校は安否確認を行います。マチコミメールで、遅刻・欠席の連絡をお知らせください。

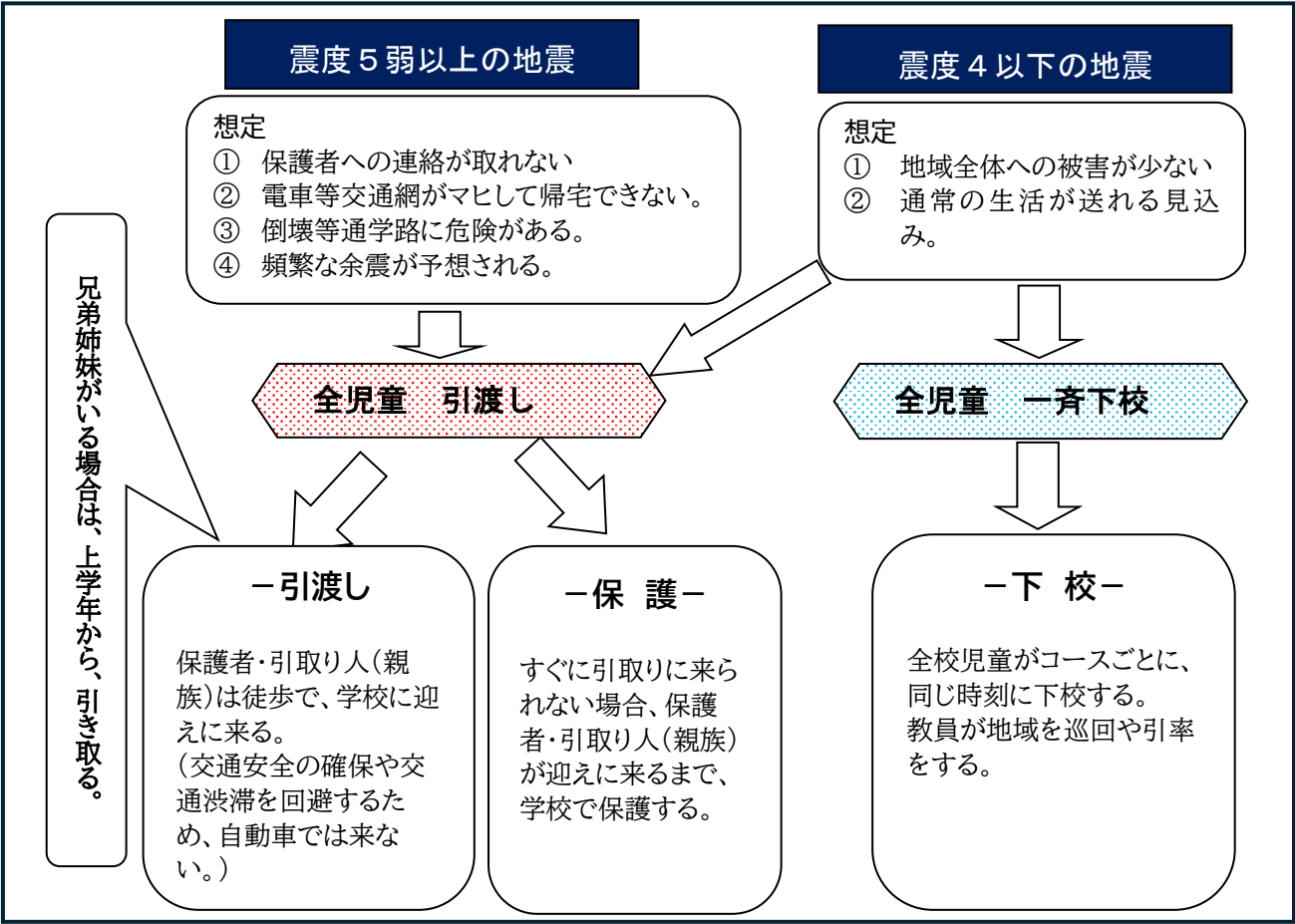
(2) 登校後に発生した場合

被害状況等に応じ、以下のいずれかの対応をとることがあります。

- 地域の状況等安全な下校ができることを確認した後、一斉下校をする。
- 教職員が地区ごとに巡回、引率等をする。
- 地域全体への被害や余震の可能性がある場合等は、引渡しをする。

※ 児童の避難状況、下校方法等を学校ホームページ、マチコミメール等の複数の手段で連絡します。

～地震発生時の児童の下校方法～



気象状況における学校の対応基準

(1) 臨時休校となる場合

- 午前6時に東大和市において、大雨に関して「レベル4大雨危険警報」または「レベル5大雨特別警報」が発表されている場合。
- 午前6時に東大和市において、暴風等に関して「警報」「危険警報」「特別警報」(『暴風』『大雪』『暴風雪』等)が発表されている場合。

- ※ レベル3大雨警報であっても、その後の見通しによって臨時休校となることもあります。
- ※ レベル3大雨警報や強風注意報などは、原則登校になります。その際、登下校の時刻を早めたり遅らせたりして、児童の安全確保に努めることもあります。
- ※ 家庭で登校に支障があると判断された場合は、安全が確認できるまで自宅にて待機させるようにしてください。この場合は、「欠席」や「遅刻」にはなりません。
- ※ 校長が休校・時刻を遅らせての登校等、特別な対応を判断・決定する際は、中学校区の小・中学校間で連絡を取り合い、情報を共有します。
- ※ 上記以外に、市教育委員会の決定により臨時休校となることもあります。

(2) 登下校の対応について

登校時	登校後及び下校時
○ 登校時刻を遅らせる場合は、学校ホームページ、マチコミメール等でお知らせします。	○ 登校後、風雨の状況が悪化すると予測できる場合は、下校時刻を早めるなどの対応をすることもあります。その場合の通常下校、一斉下校、集団下校又は保護者等への引渡しについても児童の安全を第一とし、学校ホームページ、マチコミメール等でお知らせします。

熱中症対策について

(1) 熱中症事故防止の基本方針

東大和市立第二小学校では、環境省熱中症予防サイトに掲示される暑さ指数(WBGT)の数値の実況と予測から判断します。

※ 暑さ指数(WBGT)とは、湿度・日射等からの輻射熱(日射により受ける熱や地面、建物、体などから出る熱)・気温の3つを取り入れた指標。気温と異なり、熱中症の危険度を判断する数値。【環境省のホームページを参照】

気温	暑さ指数(WBGT)	区分	熱中症対策
35℃以上	31以上	危険	・校庭での運動や遊びは原則中止とする。 ・校外学習・水泳指導も同様とする。 ・校庭で行う朝会や集会は、体育館または校舎内で行う。
31～35℃	28～31	嚴重注意	・校庭の運動や遊びは行うが、激しい運動は行わないようにする。 ・水分補給を頻繁に行い、ミストシャワー下での休息を適宜行う中で、活動させる。 ・必ず帽子を被って、活動させる。 ・暑さや息苦しさを感じた場合には、マスクを外すよう指導する。
28～31℃	25～28	警戒	・積極的に熱中症に気を付けながら、通常どおりに活動させる。
24～28℃	21～25	注意	
24℃未満	21未満	ほぼ安全	

(2) 場所や状況に応じた対策

① 教室における対策

- ・扇風機やエアコンで温度をこまめに調整します。
- ・遮光カーテン、すだれを利用します。
- ・こまめな水分補給をすることを指導します。

② 登下校における対策

- ・登下校は、帽子を被ること、できるだけ日陰を通ることを指導します。
- ・登下校中、こまめな水分補給をすることを指導します。
- ・冷感マフラー、ネッククーラー、保冷剤、氷、冷たいタオル、日傘などの活用を奨励します。
- ・暑さや息苦しさを感じた場合には、自分の判断でマスクを外すよう指導します。

③ 中休みや昼休み、体育の授業における対策

- ・「熱中症特別警戒アラート」が発令された場合は、屋外での授業や活動は中止し、他の授業や別日に振り替える等の対応を取ります。
- ・熱中症などの健康被害が発生するおそれがある場合は、マスクを外させます。
- ・こまめに水分補給をさせ、ミストシャワーの下で適宜休息を行わせます。
- ・体育館では、常時、館内を換気し、エアコンをつけます。
- ・休み時間においては、教職員による見回りを通して、水分補給を呼び掛け、児童の様子を観察します。
- ・散水機を活用して適宜水をまき、校庭の気温上昇の抑制に努めます。

④ その他

- ・水筒に入れて持参する水分は、水かお茶としますが、熱中症の心配が高まる6月～10月までの時期に限定してスポーツドリンクの持参も許可します。

(4) 熱中症アラート発表時の対応について

本アラート発表時は、過去に例のない危険な暑さ等となり、人の健康に係る重大な被害が生じるおそれがあることから、原則として、校内外での教育活動について、市教育委員会の判断のもと、中止又は延期とします。休校・時刻を遅らせての登校等、特別な対応がある場合は、「気象状況における学校の対応基準」に準じた対応とします。

